

大東市監告示第2号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成25年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年7月22日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩渕弘

【担当 監査委員事務局】

平成25年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆街づくり部（都市政策課、開発指導課、水とみどり課、土木課、 道路交通課、建築営繕課）

【都市政策課、水とみどり課、土木課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 各種協議会等の負担金について</p> <p>各団体の決算書を確認したところ、都市政策課が加入する2団体、水とみどり課が加入する6団体、土木課が加入する3団体の計11団体について、会費収入を上回る剰余金がみられ翌年度への繰越金となっていた。</p> <p>このような状況は、市の公金支出の必要性に疑義を生じさせるものであり、各団体に対して会費の不徴収または減額等、効果的な見直しを行うよう申し入れをされた。</p>
都市政策課、水とみどり課、土木課 措置状況
<p>加入している団体に対して、会費の不徴収または減額等、効果的な見直しを行うよう26年度に申し入れを行っております。</p>

【土木課】

監査委員 指摘事項

(2) 「野崎駅周辺総合計画推進協議会補助金」の支出について

協議会の決算書を確認したところ、平成23年度末で86万4千円、平成24年度末でも85万4千円の剰余金があった。また補助金の支払い日を確認したところ、平成24年度は平成25年3月26日、平成25年度は平成26年2月25日の支払いであり、協議会に資金が不足している状況も見当たらない。

市が支出している10万円の補助金については、繰越金を削減し、公金支出の必要性に疑義が生じないように努められたい。

土木課 措置状況

野崎駅周辺総合計画推進協議会に対して、公金支出の必要性に疑義が生じないように繰越金を削減するため、平成26年度の総会等で補助金の支出について申し入れを行っております。

【水とみどり課】

監査委員 指摘事項

(3) 児童遊園に関する例規の整備について

児童厚生施設条例で規定されている107ヶ所の児童遊園を確認したところ、条例に計上されている深野第2児童遊園および寺川第1児童遊園については自治会館や自治会館に附属する駐車場となっており、相当以前から児童遊園としての実態がない。

早急に条例改正の手続きをとられたい。

水とみどり課 措置状況

平成26年度において、実態のない児童遊園について調査し、条例改正に向けて手続きを進めてまいります。

【水とみどり課、道路交通課、建築営繕課】

監査委員 指摘事項

(4) 収納現金の取扱いについて

水とみどり課、道路交通課、建築営繕課における取扱い現金（収納委託分を含む）の状況を確認したところ、即日または翌日までに指定金融機関に払い込まれていない事例が見られた。

職員が直接収納した現金については、会計規則第19条第2項で「収納した現金を、現金払込書兼領収済通知書により、即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定され、また収納事務が委託されている場合にあっても、収納事務委託契約書に同様の規定がある。

各課にあっては会計規則を遵守するとともに、受託者に対しても契約内容を遵守させ、取扱い現金が即日または翌日までに指定金融機関等に払い込まれるよう、早急に是正されたい。

水とみどり課、道路交通課、建築営繕課 措置状況

会計規則を遵守し、職員はもとより受託者にも取り扱い現金の指定金融機関等への払い込み期限内での入金を遵守させ、改善を図ります。

【道路交通課】

監査委員 指摘事項

(5) コミュニティバス運行協定書について

平成13年12月に市が運行事業者と締結した「大東市コミュニティバス運行に関する基本協定書」(以下「協定書」という)の内容を確認したところ、第14条に「この協定は締結の日から平成18年12月31日までとし、期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙いずれからも異議申し立てがない場合は、さらに1ヶ年継続するものとし、その後もこの例による。」との規定があり、この協定がいわゆる自動更新契約に該当することを確認した。

地方自治法は第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定し、予算の裏付けがない自動更新契約を認めていない。

早急に協定書の見直しに着手され、適法な協定書に改められたい。

道路交通課 措置状況

地方公共団体の予算は、単年度ごとに議会の議決を得なければならず、その結果、地方公共団体が締結する契約等は、当該年度内に契約等の締結期間の満了が原則であることは認識しております。コミュニティバスの運行負担金の支出方式が、一定の運行経費から運賃収入を差し引いた差額を運行負担金として支出するという、年度終了後に運行負担金が確定する精算方式を採用しているため、債務負担行為額を確定することが困難であるという問題は残りますが、上述の規定に従い、自動更新契約を採用しています協定書の見直しを検討してまいります。

【建築営繕課】**監査委員 指摘事項****(6) 市営野崎桜園住宅跡地について**

市営野崎桜園住宅は昭和58年に深野野崎園住宅の建設に合わせて廃止されたものである。この間跡地については、一部が市営住宅内に不法投棄された廃棄物の仮置き場等として使用されてきたが、有効な活用には至っていない。

当該土地には毎年草刈り等で15万円もの経費が支出されており、早急に有効な活用策について検討されたい。

建築営繕課 措置状況

市営野崎桜園住宅跡地につきましては、昭和59年に公営住宅としての用途廃止を行い、その後におきまして現在まで有効な跡地活用へと至っておりません。今後につきましては、地域住民等への開放や、土地自体の売却も含め、市民にとって有効となる活用策について検討を行ってまいります。

【水とみどり課、道路交通課、建築営繕課】

監査委員 指摘事項

(7) 地域団体への委託について

市の公園の一部や自動車駐車場、市営住宅等の清掃や管理は地域団体である特定非営利活動法人ほうじょうと特定非営利活動法人大東野崎人権協会に委託されている。当該委託については、平成19年度に見直しが行われたところであるがその後の検証が行われていない。

委託業務について検証を行うとともに、委託料の水準だけではなく業務の必要性やインセンティブが働く委託方式、また稼働率の向上をめざした自動車駐車場の統廃合など、より効率的・効果的な委託となるよう見直しに努められたい。

水とみどり課 措置状況

特定非営利活動法人ほうじょうと特定非営利活動法人大東野崎人権協会への委託業務について、内容を検証し、協議を行ってまいります。

道路交通課 措置状況

北条駐車場の統廃合につきましては、現在の稼働率や市民の利便性等を勘案し、関係機関、関係各課と意見調整し早急に検討を進めてまいります。

稼働率の向上につきましては、昨今の軽自動車の普及からその利用が顕著であることより、駐車場における車種別の区画を撤廃し、軽自動車保有者の契約を促してまいります。

建築営繕課 措置状況

委託先のNPOにおきましては、委託業務を円滑に推進する経験やノウハウを有しており、住民の自立支援および福祉の向上を図るために生活上の様々な住民ニーズ等を把握し対応しております。また、地域の実情にも精通しており、入居者の管理や住宅に係る相談等を適切に行っております。ご指摘のありました清掃作業実施報告書の様式を作業実態のわかりやすいものに変更し、提出するよう指導を行いました。

今後、委託業務について、内容を更に検証してまいります。